

調達管理番号：19a01325

国名：ウガンダ

担当部署：経済開発部農業・農村開発第二グループ第四チーム

案件名：北部ウガンダ生計向上支援プロジェクト終了時評価調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2020年5月中旬から2020年7月中旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.6M/M、現地 0.73M/M、合計 1.33M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
7日	22日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2020年4月22日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)
提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約(単独型)(2014年4月以降契約)>業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出について)
https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf
をご覧ください。なお、JICA本部1階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。
- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2020年5月12日(火)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国／類似地域	ウガンダ／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。

(2) 必要予防接種：黄熱病。日本からの入国時にイエローカード提示が義務付けられています。

6. 業務の背景

ウガンダ北部地域では、反政府武装勢力と政府軍との交戦による内戦状態が約 20 年間続き、約 200 万人の国内避難民が生じた。2006 年 8 月に敵対行為停止が合意され、現在北部地域の治安は改善されている。同合意後、ウガンダ政府はじめ他ドナーにより復興支援が行われているが、貧困率は 60%以上と高い状態が続いており、国内の南北格差が存在している。そのため、貧困削減のための対策が必要とされており、具体的には、紛争後に帰還した国内避難民に向けた、基本インフラを始めとする生活環境整備、地方行政能力の強化、自立のための生計手段の確保等が求められている。

他方、ウガンダは肥沃な土壌と豊かな降水量（年間平均 750～2,000mm）に恵まれ、北部地域においても、地域差はあるものの農業に適した地域が存在している。また、南スーダンやコンゴ民主共和国へ抜ける交通網が存在し、農作物の輸出に有利な位置にあり、物流拠点としてのポテンシャルも高い。しかしながら、内戦の影響により農業経験・技術の蓄積が乏しく、農業生産性が低いために、地域の農作物需要を満たしておらず、その優位性を十分に活かしていないのが現状である。更には、北部地域の労働力人口の約 9 割が農業に従事しており、その 7 割以上を占めている小規模零細農家への生計向上に係る支援が、貧困削減及び国内の南北格差是正の観点からも重要となっている。

かかる状況を踏まえ、ウガンダ国政府は、我が国が支援している SHEP アプローチの活用によるアチョリ地域の小規模農家の生計向上のための技術協力を要請し、2015 年 11 月より 5 年間の予定で「北部ウガンダ生計向上支援プロジェクト」（以下、本プロジェクト）を実施している。

本プロジェクトは、アチョリ地域 8 県において、生計向上アプローチに係る関係者の技術的実施能力の向上と、普及活動を通じた実施体制の提案により、小規模農家による市場志向型農業の実践及び生活の質の向上を支援し、同地域の農家の生計向上に寄与するものである。なお、本プロジェクトでは、生計向上を、所得と生活の質の向上から成るものとして整理しており、生計向上アプローチは、a) 市場志向型農業の推進および b) 世帯レベルの生活の質の向上（ジェンダー啓発、家計管理、栄養改善）の 2 つのコンポーネントから成るものとして整理している。

今回実施の終了時評価調査では、ウガンダ側調査団員等と合同で本プロジェクトの目標達成度や成果等を分析するとともに、本プロジェクトの今後の方向性について確認し、合同評価報告書に取りまとめ、合意することを目的とする。特に、本終了時調査を通じて、生計向上アプローチの有効性や今後の持続性に係る貢献要因・阻害要因を整理し、検証・分析する。また、ウガンダ政府からの次期プロジェクト（フェーズ 2）の要請を踏まえ、次期プロジェクトに向けた情報収集（政策、他ドナー連携等）を行い、本プロジェクト期間終了後への教訓・提言として具体的に纏める。

7. 業務の内容

本コンサルタントは、当機構の調査団員、プロジェクト関係者等と協議・調整しつつ、本プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価 5 項目を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。

なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間 (2020年5月中旬～6月上旬)

- ① 既存の文献、報告書等(詳細計画策定調査報告書、中間レビュー調査報告書、モニタリングシート、事業進捗報告書、合同調整委員会議事録、活動実績資料等)をレビューし、プロジェクトの実績(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセスを整理、分析する。
- ② 既存のPDMに基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価5項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド(案)(英文)を作成する。また、既存のデータ・情報と現地で入手・検証すべき情報を整理する。
- ③ 評価グリッド(案)に基づき、プロジェクト関係者(プロジェクト専門家、C/P機関、その他ウガンダ側関係機関、他ドナー等)に対する質問票(英文)を作成する。質問票は5月下旬までにJICAを通じて配布する。
- ④ 必要に応じて対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務期間 (2020年6月上旬～6月下旬)

- ① JICAウガンダ事務所等との打合せに参加する。
- ② ウガンダ側合同評価調査団含むプロジェクト関係者に対して、JICA事業評価基準・手続きに基づいた本終了時評価の評価手法について説明を行う。
- ③ 評価グリッドに基づき、事前に配布した質問票を回収・整理し、プロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクトの実績(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。
- ④ 収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績への貢献及び阻害要因を抽出する。
- ⑤ 国内準備期間並びに上記③で得られた結果をもとに、ウガンダ側合同評価団員を含むプロジェクト関係者とともに評価5項目の観点から評価を行い、合同評価報告書(案)(英文)の取りまとめを行う。
- ⑥ 調査結果や他の調査団員等からのコメント等を踏まえたうえで、プロジェクトの提言、教訓の取りまとめを行う。
- ⑦ 合同評価報告書(案)に関する協議に参加し、協議を踏まえて最終版を作成する。また、評価結果報告に係るプレゼンテーション資料を作成する。
- ⑧ 協議議事録M/M(英文)の作成に協力する。
- ⑨ 担当分野に係る現地調査結果報告書(和文)を作成し、JICAウガンダ事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間 (2020年6月下旬～7月上旬)

- ① 評価調査結果要約表(案)(和文・英文)を作成する。
- ② 帰国報告会に出席し、担当分野に係る報告を行う。
- ③ 担当分野の調査結果を取りまとめ、終了時評価調査報告書(案)(和文)を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

- (1) 合同評価報告書(英文)
- (2) 担当分野に係る終了時評価調査報告書(案)(和文)
- (3) 評価調査結果要約表(案)(和文・英文)

上記(1)～(3)の体裁は簡易製本とし、電子データを併せて2020年7月10日(金)までに提出すること。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含む（見積書に計上すること）。

航空経路は、日本⇄ドーハ/ドバイ⇄エンテベ（ウガンダ）を基準とし、経済的かつ効率的な経路を選択して下さい。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

2020年6月6日～2020年6月27日を予定していますが、現地の状況等により変更する場合があります。

本コンサルタントは、当機構の調査団員に1週間程度先行して現地調査の開始を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括（JICA）

イ) 協力企画（JICA）

ウ) 評価分析（本コンサルタント）

③ 便宜供与内容

JICAウガンダ事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舎手配：あり

ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（機構職員等の調査期間については職員等と同乗することになります）。

エ) 通訳傭上：なし

オ) 現地日程のアレンジ：アレンジします。

カ) 執務スペースの提供：プロジェクトオフィスの執務スペース提供（ネット環境完備）

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料がウェブサイトで公開されています。

・ SHEP アプローチ

<https://www.jica.go.jp/activities/issues/agricul/approach/shep/index.html>

・ SHEP アプローチ活用案件紹介

https://www.jica.go.jp/activities/issues/agricul/approach/shep/practical_use/now/20180425.html

・ ODA 見える化サイト

<https://www.jica.go.jp/oda/project/1500252/index.html>

・ 中間レビュー報告（HP トピックス）

<https://www.jica.go.jp/uganda/office/information/event/20180629.html>

- ・ JICA 広報紙 mundi 2017年2月号（栄養改善特集「農業を復興し、食生活を再建 ウガンダ」）
<https://www.jica.go.jp/publication/mundi/1702/index.html>
 - ・ 栄養改善パートナー通信（2017年8月）
https://www.jica.go.jp/activities/issues/nutrition/partner/ku57pq000028ewcv-att/nutrition_improvement_201708.pdf
 - ・ プロジェクト作成「病害虫対策デジタルガイド」
<https://www.jica.go.jp/uganda/office/information/event/20190408.html>
- ② 本業務に関する以下の資料を当 JICA 経済開発部農業・農村開発第二グループにて配布します。配布を希望される方は代表アドレス（Eメール：rdga2@jica.go.jp）宛てにメールをお送りください。
- ・ 本調査日程及び調査候補地（案）
 - ・ 各種合意文書（R/D、M/M、PDM/PO等）
 - ・ 各種報告書（モニタリングシート、事業進捗報告書、合同調整委員会議事録等）
- ③ 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス（prtm1@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。
- ア）提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」
- イ）提供依頼メール：
- ・ タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」
 - ・ 本文：以下の同意文を含めてください。
「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」
- (3) その他
- ① SHEP アプローチの知識を有することが望ましい。
 - ② 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
 - ③ 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ウガンダ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
 - ④ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」
<https://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>
の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。
 - ⑤ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、費用の一部について消費税を不課税とすることを想定しています。
 - ⑥ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況やウガンダ政府側の対応次第で渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定致します。

以上